

第10章 国際協力への貢献

第1節

国際機関活動等への積極的参加・協力

2004（平成16）年12月26日に起きたスマトラ島沖大規模地震及びインド洋津波により発生した甚大な被害への支援について、厚生労働省では、タイ、スリランカ、インドネシアへ派遣される国際緊急援助隊医療チーム等への医師・看護師等の参加、世界保健機関（World Health Organization：WHO）の感染症監視活動への感染症専門家の派遣など、保健医療分野を中心とした協力を行った。

このように、厚生労働省では、突発的に発生する災害への国際機関等を通じた緊急援助・中長期的な復旧・復興支援に対して積極的に協力を行うとともに、国際化、相互依存化が急速に進む中で、雇用・労働や社会保障の分野においても、安定した国民生活の実現という各国共通の課題に地球規模で取り組むことが必要となっている国際情勢にかんがみ、WHOや国際労働機関（International Labour Organization：ILO）等の国際協議・協力の場に積極的に参加し、感染症対策や労働条件向上などの面で着実な成果を上げている。

国際保健の分野では、WHO、UNAIDS（Joint United Nations Programme on HIV/AIDS）及び世界エイズ・結核・マラリア対策基金等による感染症対策の取組みを国際社会が協調的に支援するとともに、これらの感染症対策拡充が図られている。また、SARSや鳥インフルエンザ等の新興・再興感染症対策の強化では、WHOを中心としたグローバル感染症警報・対応ネットワーク（Global Outbreak Alert and Response Network：GOARN）の強化を図るとともに、2005（平成17）年5月の総会において、国際保健規則（International Health Regulation：IHR）の改正の採択がなされ、同規則は2007（平成19）年に発効の予定である。また、2003（平成15）年5月の第56回WHO総会においては、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が採択された。我が国は2004年6月に同条約を締結した。同条約は、2005年2月27日に発効した。また、2005年5月の総会において、我が国は執行理事国に指名された（任期3年）。

雇用・労働の分野では、先進主要国で雇用問題の解決策について討議するG8雇用担当大臣会合が開催されており、2005年3月には、イギリス・ロンドンにて、人口構成の変化がもたらす課題への対応をテーマに主に高齢者の雇用対策等について議論が行われた。また、2005年6月の第93回ILO総会では、「ディーセント・ワーク（人間ら

しい仕事)」の視点を考慮した若年者の雇用及び能力開発の促進に関する論議等がなされたほか、「強制労働」をテーマとして労働における基本的原則と権利に関するILO宣言のフォローアップ審議が行われた。

先進国が広汎な経済・社会問題に取り組んでいる経済協力開発機構（Organization for Economic Cooperation and Development：OECD）では、高齢化などの共通課題に関する政策対話を行っている。2004年5月には保健医療分野でOECD初の大臣会合が行われ、疾病予防の重要性、医療制度の財政的持続可能性、医療システムの効率性向上等について議論された。さらに、2005年3月には、「機会の拡大：積極的な社会政策は、如何に我々全ての者の利益と成りうるか」をテーマに第4回OECD社会保障大臣会合が開催された。また、東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations：ASEAN）との対話やアジア太平洋経済協力（Asia-Pacific Economic Cooperation：APEC）への関与も積極的に進めている。特にASEANについては、日本、韓国、中国の3か国との連携強化の流れの中で、新たに保健分野及び社会福祉分野で大臣級の会議が設置され、2004年4月にマレーシア・ペナン島で開催された第1回ASEAN+3（日、中、韓）保健大臣会合に参加し、伝統・補完医療分野における協力や感染症対策について話し合うとともに、同年12月にタイ・バンコクにおいて開催された第1回ASEAN+3社会福祉大臣会合に参加し、社会福祉分野におけるASEAN+3の協力について議論を行った。この間5月には、ブルネイ・バンダルスリブガワンで開催された第4回ASEAN+3労働大臣会合に参加し、労働分野におけるASEAN+3の協力について議論を行った。

このほか、障害者の権利及び尊厳を促進・保護するための条約である障害者権利条約作成に向けた国連総会臨時委員会への参加や、生物兵器の開発、貯蔵等を禁止する生物兵器禁止条約の強化プログラムへの関与等、国際連合の活動等についても積極的な参加・協力を進めている。

第2節

人づくりを通じた国際社会への貢献

エイズ、結核、マラリアなどの感染症対策を始めとする保健医療や職業能力開発、雇用のような厚生労働分野の国際協力は、我が国の政府開発援助（Official Development Assistance：ODA）大綱、ODA中期政策等に掲げられた主要な課題として、また、国連ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals：MDGs）とも密接に関係するなど、その重要性が増してきている。

このため、厚生労働省では、保健医療、医薬品、人口・家族計画、水道から社会保険、社会福祉に至るまでの社会保障分野全般、また、職業能力開発、労働条件・雇用の創出・改善の分野において、我が国の知識・経験をいかして、国際機関、(社)国際厚生事業団(Japan International Corporation of Welfare Services: J I C W E L S)、中央職業能力開発協会(Japan Vocational Ability Development Association: J A V A D A)等を通じ、また外務省や国際協力機構(Japan International Cooperation Agency: J I C A)と協力して、専門家派遣や研修員受入れなど途上国の自立・自助を目指した人づくり、制度づくりを中心とする協力を行っている。

2004(平成16)年度は、A S E A N諸国及び周辺国の福祉及び医療政策を担当する高級行政官を対象とした第2回A S E A N・日本社会保障ハイレベル会合を開催し、A S E A N・日本を軸とした福祉・医療の人づくり協力を進め、またA S E A N諸国のエイズ対策行政官、拠点病院の医療従事者等を対象としたA S E A Nエイズワークショップ2004を開催し、エイズ看護・治療に携わる医療スタッフの能力開発を行った。また、2002(平成14)年度から開始したA S E A N労使関係プロジェクト支援事業において、A S E A N諸国の労使関係の安定を図るための援助を行っているほか、I L Oの枠組みを通じたマルチ・バイ事業(国際機関を通じた特定国あるいは地域を対象とした技術協力事業)等に任意の資金拠出を行い、中国における起業支援による雇用促進プロジェクト、カンボジア・ベトナムにおける女性の雇用均等拡大プロジェクトへの援助を実施する等、アジア・太平洋地域の労働分野における人づくりに貢献している。

また、長期的視点に立ち、厚生労働分野の国際協力事業に必要な人材の養成策等を含む戦略策定に必要な検討作業も進めている。

第3節

二国間政策対話の推進

世界で最も急速に高齢化が進展している我が国においては、共通の課題に取り組む諸外国との国際比較の中で我が国制度の特性や問題点等について検証することが重要である。このため、二国間(現在は、北欧諸国、オーストラリア及びカナダ)で政策比較研究を実施し、その成果を我が国の政策の企画立案過程に反映させる取組みを行っている。

また、経済の国際化の進展等に伴い先進国が抱えるようになった雇用問題を始めとする労働分野における共通の課題を解決するため、また相互理解と共通認識を深める

観点から、労使を交えた政策対話が重要になっている。このため、大臣級での政策対話を含め、現在、ドイツ、韓国、オーストラリア、EUとの交流が行われている。今後は、さらに、中国との間においても政策対話を内容とする交流事業を実施することとしている。

コラム

2004（平成16）年度日韓政労使交流について

日韓政労使交流は、労働分野における両国の協力、交流の強化を目的として、政労使交流団が2年に1回ずつ交互に訪問することとし、定期的交流が継続されている。

今回、2005（平成17）年2月11日、12日、尾辻厚生労働大臣を団長とする政労使交流団が訪韓し、第4回目となる閣僚レベル政労使交流を行った。

政府間会談及び労使政6者会談において、両国の雇用・職業能力開発は、政労使一丸となって取り組むべき課題であることを認識し、今後の協力継続を確認し、充実した意見交換を行った。



2005（平成17）年、日韓政労使交流（韓国・ソウル）
尾辻厚生労働大臣一行が訪韓し、閣僚レベル政労使交流を行った。

第4節

経済活動の国際化への対応

経済活動が国際化し、ヒト・モノ・カネの国境を越えた動きが活発化する中で、対外経済問題と厚生労働行政との関係は深まっている。

厚生労働省としても、従来から世界貿易機関（World Trade Organization：WTO）

を中心とする多角的貿易体制の強化に積極的に貢献してきたところであり、サービス貿易交渉などの場でWTOの活動に積極的に関与している。

また、WTOの多国間貿易体制における自由化を補完する二国間の経済連携協定（Economic Partnership Agreement：EPA）等の締結により1990年代以降世界各地で経済連携が加速・拡大されてきた流れを受けて、我が国としてもこれに対応する取組みを進めており、シンガポール及びメキシコとは既に協定を締結、フィリピンとは2004（平成16）年11月に、マレーシアとは2005（平成17）年5月に協定の大筋合意に至った。現在、数か国と、協定締結に向けた正式交渉又は予備的協議を行っている。

これらの交渉では、物品貿易の自由化促進や投資規制等について交渉が行われるだけでなく、サービス貿易の自由化や「人の移動」も対象となっており、特にフィリピンとの間では看護師・介護福祉士の受入れを含む形で大筋合意したところである。厚生労働省としては、これらの交渉に伴う諸課題について、国民の健康・安全、健全な国内の労働市場の確保などの観点を踏まえ、適切かつ迅速に対応することとしている。

このほか、日米間では2001（平成13）年6月の首脳会議で発表された「成長のための日米経済パートナーシップ」の「医療機器・医薬品作業部会」において、また、日EU間では1994（平成6）年に開始された「日・EU規制改革対話」において、医薬品、医療機器、食品等の分野に係る経済協議を行っている。厚生労働省としては、国民の健康・安全の確保を基本としつつ、国際貿易の円滑化・発展を目指し協議を行っている。